

第 2 回 吹 田 市 政 策 会 議 開 催 結 果 に つ い て

日時:平成28(2016)年4月14日(木)11時15分～11時45分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員9名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、市民部長、都市魅力部長、学校教育部長、地域教育部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
吹田市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例の一部改正について	都市魅力部 (地域経済振興室)
○審議内容と結果	
<p>【案件概要】 平成25年度(2013年度)から国の総合特別区域法及び大阪府の特区条例と連携して制度運用を行ってきた本市の特区条例を大阪府の特区条例改正に伴い一部改正するものです。</p>	
<p>【所管部の考え方】 大阪府の特区条例の改正に足並みを揃え、条例の改正を行うことで以下のメリットが見込まれます。 1 「特区」を持たない他の地域と比べて、立地企業にたいして高いインセンティブを与えることができる。 2 水素関連、健康関連の業種が新たに追加されることで、新たな企業誘致の可能性が高まる。 3 「健都」を対象区域とすることで、関連産業の企業誘致の可能性が高まる。 「健都」という他市に類を見ない可能性を内包する吹田市において、大阪府の特区条例の改正を好機としてとらえ、吹田市でも特区条例の改正を行うことで、将来的に関連産業の企業誘致を推進していける基盤整備ができ、積極的な企業誘致につながる改正であると考えます。</p>	
<p>【審議事項】 吹田市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例の一部改正について、大阪府と足並みを揃え、税制優遇措置等の支援要件と内容については現行条例のまま引き継いで、その対象区域については「北大阪健康医療都市(健都)」を成長産業の集積、「健康関連」など新たな対象事業の進出が図れる区域として対象区域に追加することについて御審議をお願いするものです。</p>	
<p>【審議結果】 都市魅力部地域経済振興室より、資料に基づき審議事項の内容について説明があり、その後質疑応答を行った。</p> <p>質問…支援内容に関して、最大で5年免除、その後の5年を1/2の減額としているが、それにより、どの程度の減税額となるか試算はしているのか。 答え…平成27年度では約50万円だが、今後の減額見込みは出せていない状況である。</p> <p>質問…最大でいくらになるのか、想定はしておくべきである。 答え…資料3に示しているように、大阪府内全体の見込みでは、投資額が約257億円、減税額が約6.6億円となっている。例えば、これを箇所数の12で割った程度の額が現状の想定額として考えられる。</p> <p>指示…例えば、大阪府の積算方法に準じる場合にはどの程度の額になるのかなど、一定の積算は可能な限り整理しておくこと。</p> <p>質問…①条例の名称を変更しようとしているが、大阪府も同様に変更しているのか。 ②健都については、対象となりそうなのがイノベーションパークと考えるが、これは摂津市域に位置している。府への申請はどのようにして行うのか。 答え…①今回、大阪府も2月定例会で条例の名称と内容を変更している。 ②摂津市は特区条例は制定していないが、企業立地に係る条例は整備している。この条例は、来年3月末までの期限だが、4年程度延長すると聞いている。こうしたことから、今後、摂津市との協議の中で、府条例との整合を図っていくと考えている。</p> <p>指示…本案件の条例については、企業の進出意欲を高めるための営業ツールとして、大いに活用してほしい。</p> <p>まとめ…本案件については承認された。手続きを進めることとする。</p>	